

湘南大庭地区防犯協会規約

制定 昭和61年5月18日

改正 平成10年5月17日

(第5, 8条の一部改正)

改正 平成16年5月9日

(第5条の一部改正)

改正 平成18年5月8日

(第5条の一部改正)

改正 平成20年5月11日

(第5, 8条の一部改正)

改正 平成28年5月8日

(第11条の一部改正)

(名称及び事務所の位置)

第1条 この会は、湘南大庭地区防犯協会（以下「協会」という）と称し、湘南大庭市民センターに事務所を置く。

(目的)

第2条 協会は、湘南大庭地区内において犯罪や非行の発生防止を図るため市民の意識高揚に努めるとともに、防犯に関する諸活動の推進を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区内の防犯活動の総合企画と実施に関すること。
- (2) 犯罪及び非行の防止に関し、地区内の自治会・町内会、関係機関、各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 地区内の防犯指導員の研修と親睦研修に関すること。
- (4) その他、防犯上必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協会は、この地区内の居住者をもって組織し、各自治会・町内会から選出された防犯部長、防犯指導員、関係者並びに会長が特に必要と認めた者を委員とする。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 協力員 | 若干名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、総会において委員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 任期満了日以後にあっても、後任者が決定するまでの間は、その任務を遂行する。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協会の経理を担当し、会計を報告する。
- (4) 監事は、会計を監査し報告をする。
- (5) 理事は、重要事項を審議し、会務を遂行する。
- (6) 協力員は、必要に応じて会務の遂行に協力する。

(会 議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし会長がいずれも招集する。

- 2 総会は、委員の過半数をもって成立し、議決は、出席者の過半数以上をもって可決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 3 総会は、委員の中から選出された議長が運営をする。
- 4 役員会は、会長が運営し、総会で決定した事業の企画審議する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 年間事業計画及び予算に承認
- (2) 年間事業報告

(会 計)

第11条 協会の経費は、配分金、市補助金、その他の収入をもってあて、その会計年度は、毎年5月1日から始まり翌年の4月30日をもって終了する。

(専決処分事項)

第12条 会長は、緊急及び軽易な事項については、専決処分を行うことができる。ただし、専決処分事項については、次の会議において必ず報告を行うものとする。

(事務局)

第13条 協会は、その事務を処理するため事務局長、書記を置き、この委嘱は、会長が行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和61年5月18日から施行する。
- 1 この規約は、平成10年5月17日から施行する。
- 1 この規約は、平成16年5月 9日から施行する。
- 1 この規約は、平成18年5月 8日から施行する。
- 1 この規約は、平成20年5月11日から施行する。
- 1 この規約は、平成28年5月 8日から施行する。